

前文

本規則は、上智大学 総合グローバル学部 同窓会（以下「本会」と言う）の円滑かつ公正な会計業務遂行のために制定されるものである。

本会会員は本細則を信義誠実の原則に従って履行する義務を負う。

第一章 総則

第1条（目的と本会会則との関係性）

本規則は、本会の会則に基づき円滑かつ公正な会計業務遂行のために制定されるものである。本会の会員は、本会会則と同じく本規則を尊重し擁護しなければならない。

第2条（会計年度）

本会の会計年度は、6月を期初とし、翌年の5月を期末とする。

第3条（会計の単位）

すべての会計は分科会単位で執行する。分科会の設置、改廃については別に定める規則による。

第4条（責任の所在）

- 1) 分科会単位での会計執行の責任は、分科会会長に帰属する。
- 2) 前項の規定により、本会の役員会や顧問は分科会内で発生する予算に関する紛争には責任を負わない。

第5条（会計期間）

- 1) 本会の会計、予算承認、決算などの手続きは以下の期間に行うものとする。
 - イ) 決算・予算案提出期間（毎年3月1日から4月第3月曜日）
 - ロ) セクション審査期間（4月第3月曜日から4月30日）
 - ハ) 全体審査期間（5月1日から5月第1月曜日）
 - 二) 予算修正期間（5月第1月曜日から5月第3月曜日）
- 2) 前項の規定にかかわらず、天災、火災、大規模な停電、事故、疾病、戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議その他不測の事態によって、やむを得ないと判断するとき、役員会の全会一致と総務・会計セクションの長の同意によって各期日を365日の範囲内で順延することができる。

第二章 予算の決定

第6条 (予算計画の提出と希望予算上限値の要求)

- 1) すべての分科会は決算・予算案提出期間中に、自らが所属するセクションの長が指定する方法で、翌年度の予算計画と希望予算上限値を、その分科会が所属するセクションの長に提示しなければならない。
- 2) 各セクションの長は、セクション審査期間中に前項に基づき提出された予算計画と希望予算上限値の妥当性を審査し、必要に応じて当該分科会の会長と合議の上で予算計画や希望予算上限値の修正をしなければならない。
- 3) 各セクションの長は、セクション審査期間中に総務・会計セクションの長が定める方法で、そのセクションの翌年度の予算計画と希望予算上限値を総務・会計セクションの長に提出しなければならない。
- 4) 前項の規定にかかわらず、総務・会計セクションの予算計画と希望予算上限値は役員会が定める方法で、役員会に提出しなければならない。

第7条 (予算上限値の設定)

- 1) 各分科会の予算計画の仮承認と予算上限値の仮決定は総務・会計セクション、その分科会が所属するセクションの長、役員会の合議の上、総務・会計セクションの長がこれを行う。
- 2) 前項の規定にかかわらず、総務・会計セクションに所属する分科会の予算計画の仮承認と予算上限値の仮決定は、総務・会計セクションの長、役員会の合議の上、役員会の過半数の賛成によりこれを行う。
- 3) 総務・会計セクションの長は、定時総会において各分科会の予算計画の仮承認の内容と予算上限値の仮決定の内容を発表し、承認を得なければならない。
- 4) 前項の規定により、予算計画の仮承認の内容と予算上限値の仮決定が不承認となった場合、当該定時総会で過半数の賛成がなされるまで予算計画と予算上限値を修正する。

第8条 (年度途中に発足した分科会に関する特約)

- 1) 年度の途中に発足した分科会は、自らが所属するセクションの長が指定する方法で、その年度末までの予算計画と希望予算上限値を、その分科会が所属するセクションの長に提示しなければならない。
- 2) 各セクションの長が前項の規定による予算計画と予算上限値の提出を受けたとき、提出を受けた日から起算して 14 日以内に提出された予算計画と希望予算上限値の妥当性を審査し、必要に応じて当該分科会の会長と合議の上で予算計画や希望予算上限値の修正を行なった後に総務・会計セクションの長が定める方法で、その

セクションの翌年度の予算計画と希望予算上限値を総務・会計セクションの長に提出しなければならない。

- 3) 前項の規定にかかわらず、総務・会計セクションに分科会を設置しようとするときは、役員会が定める方法で、予算計画と希望予算上限値を、役員会に提出しなければならない。
- 4) 予算計画と希望予算上限値の提出を受けた主体は、提出された日から起算して 30 日以内に第 7 条 1 項または 2 項に定める手続を取らなければならない。
- 5) 前項の規定による予算計画の仮承認と予算上限値の仮決定があったとき、この仮承認と仮決定を行った主体は、仮承認と仮決定を行った日から起算して 14 日以内にその内容を会員に周知しなければならない。
- 6) 正会員は、前項に定める周知が行われた日から 20 日以内であれば正会員の 35 名以上の署名又はそれに相当する電子文書等（以下「文書等」と言う）により、役員会に対し前項に基づく仮承認と仮決定に異議申し立てをすることができる。
- 7) 前項の規定に基づく異議申し立てがあったとき、当該分科会の予算は凍結される。
- 8) 前項の規定に基づく予算凍結を受けた分科会の会長は、当該予算凍結に異議があるとき、役員会に異議申し立てを起こすことができる。
- 9) 前項の規定に基づく異議申し立てを受けたとき、役員会は、30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 10) 前項の規定に基づく臨時総会で、過半数の賛成があったとき本条 7 項に基づく凍結は解除される。
- 11) 本条 4 項に基づく予算計画の仮承認と予算上限値の仮決定は、本条 6 項に基づく異議申し立てがないまま、本条 5 項に基づく会員への周知が行われた日から起算して 21 日を経過すると承認、決定となる。
- 12) 前項に基づく承認、決定が発効するまで、当該分科会は予算の執行を行うことはできない。

第9条 （予算上限値）

すべての分科会はその年度の予算上限値を超えて予算を使用することはできない。

第10条 （予算不足時の対応）

- 1) 前条の規定にかかわらず、各分科会の会長は、に基づく予算上限値を超えて予算の使用を希望するとき、その分科会が属するセクションの長に希望超過予算額と使途の概要を明記した予算上限超過願いを提出することができる。
- 2) 総務・会計セクションの長は、予算上限超過願いが出されたとき、総務・会計セクション、役員会、当該分科会が属するセクションの長、当該分科会会長の合議の上、受理の可否決定しなければならない。

- 3) 前項の規定にかかわらず、総務・会計セクションに属する分科会が予算上限超過願いを提出したとき、役員会は予算上限超過願いが出されたとき、総務・会計セクション、役員会、当該分科会会長の合議の上、仮承認の可否を決定し、仮承認する場合は新たな予算上限値を仮決定しなければならない。
- 4) 予算上限超過願いの受理を判断する主体は、前項に定める合議の途上で、予算上限超過願いに書かれている額よりも小さな額に修正させた上でこれを仮承認し、予算上限値の仮決定をすることができる。
- 5) 予算上限超過願いの仮承認と新しい予算上限値の仮決定をしたとき、仮承認、仮決定をした主体は、仮承認と仮決定を行った日から起算して 14 日以内にその内容を会員に周知しなければならない。
- 6) 正会員は、前項に定める周知が行われた日から 20 日以内であれば正会員の 35 名以上の署名又はそれに相当する電子文書等（以下「文書等」と言う）により、役員会に対し前項に基づく仮承認と仮決定に異議申し立てをすることができる。
- 7) 前項の規定に基づく異議申し立てがあったとき、当該分科会の超過分の予算は凍結される。
- 8) 前項の規定に基づく予算凍結を受けた分科会の会長は、当該予算凍結に異議があるとき、役員会に異議申し立てを起こすことができる。
- 9) 前項の規定に基づく異議申し立てを受けたとき、役員会は、30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 10) 前項の規定に基づく臨時総会で、過半数の賛成があったとき本条 7 項に基づく凍結は解除される。
- 11) 本条 3 項及び 4 項に基づく予算計画の仮承認と予算上限値の仮決定は、本条 6 項に基づく異議申し立てがないまま、本条 5 項に基づく会員への周知が行われた日から起算して 21 日を経過すると承認、決定となる。
- 12) 前項に基づく承認、決定が発効するまで、当該分科会は超過分予算の執行を行うことはできない。

第三章 予算の執行

第11条（予算執行の手順）

- 1) 予算執行は以下に掲げる二つの方法による。
 - イ) 立替え型
 - ロ) 事前申告型
- 2) 分科会の会長は、原則として、一度の決済で金一万円を超えない範囲での支払いは立替え型を適用し、一度の決済で金一万円を超える範囲での支払いは事前申告型を適用しなければならない。

- 3) 前項の規定にかかわらず、総務・会計セクションの長から特別の指示がある場合には、分科会の会長はその指示に従わなければならない。
- 4) 分科会の会長はどちらの予算執行形態を適用するべきかに疑義が生じるときには、総務・会計セクションの長に諮詢し、その指示に従わねばならない。

第12条 (立替え型)

- 1) 前条 イ) に定める立替え型では各分科会会長は、分科会の予算計画に従い、予算上限値の範囲内で分科会の運営に必要な備品・知的財産等の購入、大会等への参加費、交通費、その他経費を、個人として立て替えることができる。
- 2) 分科会会長は予め定められた予算上限値を超えて立替えを行い、その後、第10条に基づく予算上限超過願いを提出することはできない。
- 3) 予算上限値を超えて支払を行ったとき、その支払は立替えではないとされ、分科会会長は本会予算からの償還を請求する権利を持つものではない。

第13条 (立替えの償還)

- 1) 分科会の会長は、立替えによる支払いを行なった日から起算して60日以内に総務・会計セクションの長が指定する方法で、立て替えた額とその摘要、償還の方法の希望を総務・会計セクションの長に報告し、領収証若しくはそれと同等の効力を持つ証憑書類またはその写しを提出しなければならない。
- 2) 総務・会計セクションの長は、前項に基づく報告と提出を受けた日から起算して30日以内に、提出された報告に基づき、分科会の会長が立て替えた金銭を償還しなければならない。
- 3) 前項の規定にかかわらず、総務・会計セクションの長は報告された摘要が年度当初予算計画と逸脱するなど、不適当な支出と思われる場合、本条1項に基づく提出を受けた日から起算して14日以内に役員会にその旨を通報しなければならない。
- 4) 前項に基づく通報を受けた役員会は、当該支出に関する審議を実施し、通報を受けた日から起算して10日以内に支出の承認可否を決議しなければならない。
- 5) 前項の規定により、役員会が支出の承認可否を決議しようとするとき、支出を行なった分科会の会長に事情を聞くことができる。事情を聞かれる分科会の会長は、誠実に、偽りなく質問に答えなければならない。
- 6) 前々項の規定により、役員会が報告された支出の承認不可を決定したとき、本会の会長はその決定を、当該分科会の会長に通告しなければならない。承認不可の決定があったとき、当該分科会の会長は償還の権利を失う。
- 7) 前項の規定に基づく承認不可の決定があったとき、当該分科会の会長は本会の事務局長に対して異議申し立てをすることができる。
- 8) 前項の規定に基づく異議申し立てがあったとき、本会の事務局長は臨時総会を招

集しなければならない。

- 9) 前項の規定に基づく臨時総会において、支払い妥当の決議があったとき、本会は本会予算より当該支出について、当該分科会の会長が立て替えた額を当該分科会の会長に償還しなければならない。
- 10) 分科会の会長が、償還の方法として銀行振り込みを希望し、振り込み手数料がかかるとき、その振り込み手数料は当該分科会予算からの支出とする。
- 11) 本条に基づいて金銭の移動が発生するとき、金銭の受領者たる分科会の会長は金銭を受領したことを文書または電磁気的手法による署名にて証明しなければならない。

第14条 (立替え償還の期限とその順延)

- 1) 分科会の会長は、立替えが行われた日から起算して60日以内に前条1項に基づく報告と証憑書類の提出をしなかった場合は、償還の権利を失う。
- 2) 前項の規定にかかわらず、天災、火災、大規模な停電、事故、疾病、戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議その他不測の事態によって、会長と総務・会計セクションの長とが一致して報告と提出が不可能であったと判断したときは、報告、提出の期限を最大で365日間延長することができる。

第15条 (事前申告型)

- 1) 第11条(口)に定める事前申告型では各分科会の会長は分科会の予算計画に従い、予算上限値の範囲内で分科会の運営に必要な備品・知的財産等の購入、大会等への参加費、交通費、その他経費を、支払発生前に申請し金銭を受領してから支出をすることができる。
- 2) 事前申告型による支出を希望する分科会の会長は、支出発生日から起算して14日以上前に総務・会計セクションの長が定める方法で、使途と必要な金額を総務・会計セクションの長に届け出なければならない。
- 3) 本条に基づいて金銭の移動が発生するとき、金銭の受領者たる分科会の会長は金銭を受領したことを文書または電磁気的手法による署名にて証明しなければならない。
- 4) 分科会の会長は支払を完了したら、支出発生日から起算して7日以内に総務・会計セクションの長が定める方法で、領収証若しくはそれと同等の効力を有する証憑書類を総務・会計セクションの長に提出しなければならない。
- 5) 前項の規定にかかわらず、天災、火災、大規模な停電、事故、疾病、戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議その他不測の事態によって、会長と総務・会計セクションの長とが一致して提出が不可能であったと判断したときは、提出の期限を延長することができる。

- 6) 領収証若しくはそれと同等の効力を持つ証憑書類を紛失した場合、分科会の会長は交付を受けた予算を全額本会へ返還しなければならない。

第四章 決算と監査

第16条 (分科会の決算報告)

全ての分科会の会長は、総務・会計セクションの長が定める方法で、決算・予算案提出期間に当該年度の予算執行の状況と詳細な内訳をまとめた決算報告を総務・会計セクションの長に提出しなければならない。

第17条 (本会の決算報告)

- 1) 総務・会計セクションの長は、前条に基づいて提出された決算報告をまとめ、当該年度における損益計算書、キャッシュフロー計算書、5月1日現在での貸借対照表をまとめた決算報告書を、全体審査期間中に会長に提出しなければならない。
- 2) 会長は前項に基づいて提出された決算報告書を、提出を受けた日から起算して3日以内に、顧問に提出しなければならない。

第18条 (決算の監査)

本会の顧問は前条に基づいて提出された決算報告書について内容の正誤と正当性を監査し、提出を受けた日から起算して7日以内に、監査報告を会長に提出しなければならない。

第五章 その他

第19条 (発生した利益の取り扱い)

本会の活動により発生した金銭的またはそれに準ずる形での利益は、本会の資本として算入し、会員個人への配分は行わない。

第20条 (紛争の協議解決と合意管轄)

- 1) 役員会は本規約に定めのない事項又は本規約の解釈の疑義により、同窓会運営業務に支障が出たとき、役員指令の方法に準じて当該支障を取り除くための運用方法を決定することができる。
- 2) 全会員は本規約に定めのない事項又は本規約の解釈の疑義若しくは本規約に起因し、又は関連する紛争が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

- 3) 本規約は日本法に準拠するものとし、前項規定で解決できない一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条 (改正)

- 1) 会長、総務・会計セクションの長は本規則の改正を発議することができる。
- 2) 会員は全正会員の 70 名以上の署名を以って本規則の改正を発議することができる。
- 3) 改正が発議されたとき、会長は発議があった日から起算して 14 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4) 役員会は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって本規則を改正することができる。
- 5) 会長は、本規則の改正があったとき、改正があった日から起算して 30 日以内に全会員に周知しなければならない。
- 6) 正会員は、本規則の改正が会員に対して周知されてから 60 日以内であれば正会員の 35 名以上の署名またはそれに相当する電子文書によって、役員指令に対する異議を申し立てることが出来、この異議申し立てがあった日から役員指令の効力は失われる。
- 7) 本規則改正への異議申し立てがあったとき、役員会はその改正を破棄するか、同内容を決議事項案として総会に提出しなければならない。
- 8) 役員会は、一度破棄された規則の改正と同内容の改正を決議することは出来ない。

第22条 (本規則の発効と経過的特例)

- 1) (規則の発効)
本規則は、2021 年 5 月 30 日に制定し、同年 6 月 30 日に効力を発する。
- 2) (2020 年度の運用に関する経過的特例)
本会が発足した 2021 年 3 月 31 日から同年 5 月 30 日までの年度（以下「2020 年度」と言う）については以下の通り定める。
 - イ) 2021 年役員指令第 2 号に基づき、2020 年度の予算運用は会長がこれを行うこと
 - ロ) 前項に定める予算運用の監督および監査は、事務局長および副事務局長がこれを行うこと
 - ハ) 2020 年度の決算については、会長が 2021 年 6 月 15 日までに第 17 条に基づく決算報告書をまとめ、同年 6 月 30 日までに第 18 条に基づく顧問による監査を受け、同年 7 月 15 日までに 2020 年度の事業の決算と監査に関する報告の全会員に対する周知を行うこと
- 3) (2021 年度の運用に関する経過的特例)
2021 年 6 月から 2022 年 5 までの年度（以下「2021 年度」と言う）において

て、本会の運用に不可欠であると役員会が認める予算執行については、分科会名義ではなく、役員会を一つの分科会とみなす方法での予算執行を認める。2021年度における役員会の予算上限値は18万円とする。